

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年8月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト大河原店

柴田郡大河原町字東332 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅倉俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前：2,073㎡

変更後：2,896㎡

(2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

①駐車場の収容台数

変更前：58台

変更後：75台

(3) 大規模小売店舗内の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
変更前	株式会社ダイユーエイト	午前9時	午後7時
変更後	株式会社ダイユーエイト	午前6時30分	午後9時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前：午前8時30分～午後7時30分

変更後：午前6時00分～午後9時30分

- 4 変更の年月日
令和4年3月31日
- 5 届出年月日
令和3年7月30日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場
- 7 縦覧期間
令和3年8月18日から令和3年12月20日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。